

被災代替家屋に係る特例制度の概要・添付書類について

被災代替家屋に係る特例（地方税法第352条の3及び第702条の4の2）

震災等により滅失または損壊した家屋の所有者等が、震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過するまでの間に、これに代わる代替家屋を被災区域内に取得または改築した場合に、代替家屋に係る固定資産税額・都市計画税額のうち被災家屋の床面積相当分（被災家屋の床面積が代替家屋の床面積を超える場合には、当該代替家屋の床面積相当分）について、取得した年の翌年から4年度分につき、固定資産税額・都市計画税を2分の1に減額します。

この特例の対象となるのは次の方です。

- ① 被災区域内家屋の所有者（共有名義での所有を含みます。）
 - ② 被災区域内家屋の所有者の方に相続があった場合、その相続人
 - ③ 被災区域内家屋所有者の三親等内の親族で、被災家屋所有者と同居している方
 - ④ 被災区域内家屋を所有していた法人の合併又は分割により設立された法人
- ※「被災区域」とは、震災、風水害、火災、その他災害に際し、被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域をいう。

この特例を受けようとする方は、次の書類を添付のうえ、特例適用申告書を提出してください。（証明書等は全て写しでもかまいません。）

- ① 被災家屋が滅失または損壊したことを証する書類：り災証明書
- ② 被災家屋が存したことを証する書類：課税資産（土地・家屋）明細書、土地・家屋名寄帳、固定資産税（評価・課税）証明書のいずれか（被災家屋が倉敷市外に所在した場合には必須です。）
- ③ 代替家屋の詳細（所有者・種類・床面積等）を明らかにする書類：登記事項証明書・売買契約書等
- ④ 相続人等に該当する旨を証する書類：戸籍謄本等（代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人である場合）
- ⑤ 合併又は分割により設立された法人に該当する旨を証する書類：法人の登記事項証明書

必要に応じて上記以外にも書類を提出していただく場合があります。

添付書類等に関してご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

問い合わせ先

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市税務部資産税課家屋係

電話：（086）426-3197